令和８年（フ）第８２号
茨城県水戸市石川１丁目3938番地の２　市営南堀原住宅２棟103号
破産者　小又　未来
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１３８号
茨城県水戸市元吉田町2652番地の９　デムスハイツ206号
破産者　髙村　佳奈
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１４１号
茨城県ひたちなか市大字足崎1457番地657
破産者　鈴木　純平
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１５９号
茨城県ひたちなか市元町８番１－202号　メゾントキワ、開始決定時の住所茨城県ひたちなか市大字東石川1700番地メゾンモンシェリー205号
破産者　住谷　泰裕（開始決定時の氏　桜井）
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１８３号
茨城県水戸市笠原町1955番地　グラスイズ203号
破産者　伊藤　　基
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１９０号
茨城県水戸市堀町1108番地の７　プリマベーラＢ棟101号
破産者　井坂　彬仁
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２０４号
茨城県水戸市水府町1382番地の１
破産者　大森　雅彦
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２１２号
茨城県水戸市住吉町57番地の２　コープ菜の花の家水戸110号、開始決定時の住所茨城県水戸市見川町2563番地の710
破産者　立枝　辰雄
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第４号
茨城県神栖市息栖2822番地115　イタリー遊ｙ210
破産者　二宮　　翔
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第２６号
茨城県鹿嶋市大字平井1184番地３　Ｖｅｇａ101
破産者　山本　壮真
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第３１７号
埼玉県川口市大字赤井576番地の５、旧住所埼玉県川口市朝日１丁目14番19－401号シャルム朝日
破産者　鈴木　弥生（旧姓佐々木）
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８２３号
埼玉県上尾市大字中新井520番地147、旧住所さいたま市西区三橋５丁目661番地１　ビマリー110
破産者　永良　　凌
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８６３号
さいたま市岩槻区大字笹久保662番地２
破産者　大久保直紀
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８８９号
埼玉県新座市野火止四丁目６番22号　Ｌｕｃｕｌｉａ　新座101号室
破産者　金野　大輔
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８９１号
埼玉県川口市大字東本郷1402番地の３
破産者　谷口　智章
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９０４号
埼玉県白岡市小久喜552番地10　フレンドハイツ202、破産手続開始決定時の住所埼玉県白岡市小久喜927番地３　ローヤルシティ白岡第２－908
破産者　大谷　葉子（旧姓清水）
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９９９号
さいたま市岩槻区南平野２丁目17番地１312号
破産者　田上　優子
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０１４号
さいたま市西区大字西遊馬1514番地６　サニーハイム101号室
破産者　寒江なつき（旧姓柳原）
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係